

## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会大阪地域委員会（第1回）議事要旨

（大阪地域委員会庶務）

- 1 日時  
7月23日（水）午前10時
- 2 場所  
大阪高等裁判所第1会議室
- 3 出席者  
（委員）河内鏡太郎，佐々木茂夫，鈴木茂嗣，鳥越健治，水野武夫  
（庶務）中田大阪高裁総務課長，藤田大阪高裁総務課課長補佐  
（説明者）小野大阪高裁事務局長
- 4 議題
  - (1) 委員長選出
  - (2) 協議
  - (3) 次回の予定について
- 5 配布資料  
（審議資料）
  - 1 指名の適否について審議する手順・方法について（暫定版）
  - 2 当面の大阪地域委員会の運営の在り方について
- 6 議事
  - (1) 大阪高等裁判所長官あいさつ  
大阪地域委員会の開催に当たり，堀籠幸男大阪高裁長官からあいさつがあった。
  - (2) 委員長選出  
河内委員，佐々木委員及び水野委員から順次，鈴木委員を委員長に推薦され，委員の互選により，異議なく鈴木委員が委員長に選出された。
  - (3) 委員長代理の指名  
委員長から，委員長代理として鳥越委員が指名された。
  - (4) 説明者の出席，入室  
裁判官の任命手続の実情，大阪高裁管内の実情等についての説明が必要であることから，委員長から小野大阪高裁事務局長を説明者として出席することが提案され，各委員とも異議なく了承され，小野大阪高裁事務局長が入室した。
  - (5) 委員会議事手続について

今後の大阪地域委員会の議事手続についての協議がなされ、次のとおり、取りまとめがされた。

ア 委員会は委員長が招集する。

イ 議事は非公開とする。

ウ 議事の記録方法として、議事要旨を作成する。議事要旨については、各委員の意見を聴取した上で委員長が確定する。

エ 個別的、具体的な人事に関係しない委員会のスケジュールや一般的な手続・基準に関する議事についての議事要旨は適宜の方法で公開することとし、個別的、具体的な人事に関する部分の議事要旨については非公開とする。

なお、適宜の方法として、当面、大阪高裁のホームページで公開する。

#### (6) 協議

○ 庶務（中田大阪高裁総務課長）から、審議資料1に基づき、中央の委員会における協議内容の要旨が説明された。

○ 説明者（小野大阪高裁事務局長）から下級裁判所の裁判官の任命手続の実情、大阪高裁管内の実情等についての説明があった。

ア 指名候補者についての情報収集をする手順・方法

#### 【判事補から判事への任命・判事の再任について】

##### (ア) 情報収集の方法

- ・ 国民の声をどのように汲み取るのか、裁判を経験した国民の声を上げる必要はないのか、また、司法記者からはいい情報が得られるのではないかという意見が出された。これに対し、今後は裁判官の人事評価に当たっては、国民など外部の情報を取り入れる仕組みになるので、適時、その情報を裁判所に伝えてもらえばよく、国民の意見等については、その枠組みの中で集まるのではないかとの意見が出された。

国民の意見に関する情報収集については、次のようにまとめられた。

一般国民の声については、地域委員会の情報収集活動としてこれを募ることはしないが、地域委員会に情報が提供された場合には、地域委員会でこれを受領し、情報の的確性、客観性について検証する。

- ・ また、情報について、悪い情報ばかりが集まるのではないか、良い情報も集めるというスタンスをとるべきだとの意見が出された。
- ・ 検察官も裁判官も転勤するので、転勤によって情報が遮断されることのないようにする必要があるとの意見が出された。これに対しては、他の地域委員会の所管する裁判官に関する情報が地域委員会に寄せられたとしても、それを管轄違いとして排除するのではなく、何らかの方法で中央の委

員会に上げればよいのではないか、運用次第で情報が遮断されるとの事態は防げるのではないか、との意見が出された。

- ・ また、転勤して間もない裁判官については、前任庁の地域委員会の管轄内の弁護士会や検察庁に対して、地域委員会が直接、情報収集を求めるようにすべきではないかとの意見が出された。これに対しては、他の地域委員会に対して情報の収集を要請するかどうかは、中央の委員会の判断事項であり、地域の情報を収集する地域委員会の役割ではないとの反対意見が出された。協議の結果、次のように取りまとめられた。

地域委員会における情報収集の一般的な方法としては、中央の委員会の定めたところによるが、上記の問題（他の地域委員会の管轄する弁護士会等に対する情報収集）については、具体的な問題が出た段階で、改めて検討することとする。

(イ) 中央の委員会から提供を受ける資料

中央の委員会から提供を受ける資料については、次のように取りまとめられた。

原則として、中央の委員会から提供された資料に基づいて情報を収集するが、重点審議者でない者についても、必要があれば、地域委員会は、具体的な必要性の根拠を示して、所長等の作成した報告書の提供を中央の委員会に求めるものとする。

(ウ) 重点審議者の情報収集において配慮すべき点

重点審議者の情報収集において配慮すべき点については、次のように取りまとめられた。

地域委員会が指名諮問委員会の要請にしたがって重点審議者に関する情報を収集する場合には、重点審議者の名誉やプライバシーに配慮し、また、裁判の独立を侵害するおそれがないよう注意する。

(エ) 指名候補者に対する面接

重点審議者だけではなく、地域委員会の判断において全員に面接をすべきである、重点審議者だけに面接を行うのなら、本人に重点審議者であることが分かってしまう、全員に対して面接を行うのなら、そのようなおそれはないという意見が出された。

これに対して、中央の委員会では面接は例外とされている、どうしても本人に確認すべき必要がある場合に限って行うべきだ、カモフラージュのために全員の面接を行うというのはおかしいのではないか、という意見が出された。また、中央の委員会でも必要な場合に限って面接を行うことと

されており、全員面接というのは、地域委員会の枠組みからは外れるのではないかとの意見、新人の採用面接というのならともかく、10年間裁判官をやってきてある程度評価が固まっている人に対して全員面接を行う意味はないのではないかとの意見、何を目的とした面接なのか、情報を確認する必要がある場合に限り行えば足りるのではないかとの意見が出された。

これに対して全員面接を主張する委員からは、確認事項8項、9項、規則13条2項からすると、地域委員会は、候補者が裁判官として適任かどうかを判断することができる立場にあるというべきである、したがって、その判断のために全員面接が必要であるとの反論がされた。これに対しては、地域委員会の行う事務はそのような適否の判断ではなく、情報の収集ではないか、地域委員会は、組織法上は中央の委員会の下部組織であるから、中央の委員会の取決めの枠内で権限を行うべきである、規則13条2項の意見は、基本的には情報の信用性等に関する意見を意味するのではないか、との再反論がされた。協議の結果、指名候補者に対する面接については、次のように取りまとめられた。

中央の委員会においても、地域委員会の行う指名候補者の面接については、事実確認の手段として例外的に行うものとされており、地域委員会では、全員に対して面接を行うことはせず、必要性の判断に応じて、面接を行うかどうかを決定する。

#### 【司法修習生から判事補への任命】

弁護士希望だった者が土壇場で判事補への任官を希望した場合には、日常的な行動、私生活に関しては十分な情報が研修所に上がっていない場合もあるのではないかと、したがって、司法修習生についても一般的な情報収集をすべきであり、このような者が任官するのであれば提供していただきたいとして、弁護士会等に対して任官希望者名簿を提供すべきであるとの意見が出された。これに対して、そのような例は例外的な場合ではないか、また、大阪だけが行うわけにはいかないだろう、やるとしても全国統一で行う必要があるのではないかと、との意見が出された。協議の結果、司法修習生から判事補への任命の場合については、次のように取りまとめられた。

大阪地域委員会の委員の一部から司法修習生の判事補への任命候補者名簿を早急に地域委員会に下ろしてもらい、地域委員会において一般的な情報収集をすべきではないかとの意見が出されたので、これについては、中央の委員会に伝えることとし、中央の委員会において、一般的に情報収集するかどうかを検

討してもらい、大阪地域委員会は中央の委員会の取決めに従うものとする。

(7) 次回の予定について

次回の委員会は、9月19日(金)午前10時から開催されることになった。